

GCP レター

今回のテーマ【仮名加工情報について】

第 70 号 2021 年 3 月 31 日発行

発行者

アドバイザリーボード

弦間昭彦¹⁾、小林広幸²⁾

長谷川直樹³⁾、鈴木千恵子⁴⁾

1) 日本医科大学

2) 東海大学医学部

3) 慶應義塾大学医学部 感染症学教室

4) 浜松医科大学医学部附属病院

臨床研究センター

2020 年 6 月 12 日に公布された「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 44 号）（以下、「改正法」）において、データ利活用に関する施策のひとつとして、「仮名加工情報」が創設されました。

また、2020 年 11 月 27 日に開催された第 159 回個人情報保護委員会において、改正法における仮名加工情報の概要及び検討すべき論点について審議がなされました。今回は、「仮名加工情報」について見てゆきましょう。

改正法における仮名加工情報の概要

仮名加工情報の定義

「仮名加工情報」は、改正法において、『他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報』（改正法第 2 条 9 項）と定義されました。

【改正法 第 2 条 9 項】

この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて 当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り、特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報という

- 第 1 項第 1 号に該当する個人情報^①：当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む）
- 第 1 項第 2 号に該当する個人情報^②：当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む）

- ① 1 号個人情報：氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの
② 2 号個人情報：個人識別符号が含まれるもの

仮名加工情報の概要

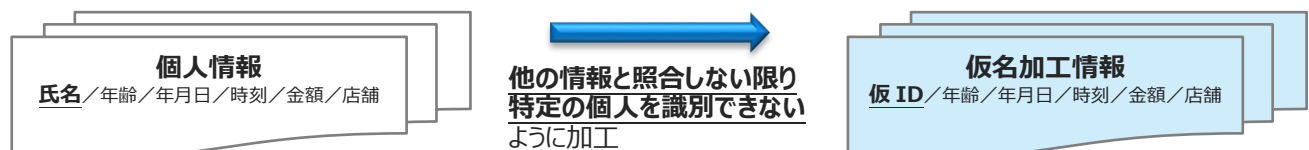
【仮名加工情報が創設された背景と概要】

事業者の中には、自らの組織内部でパーソナルデータを取り扱うにあたり、安全管理措置の一環として、データ内の氏名等、特定の個人を直接識別できる記述を他の記述に置き換えたり、削除することにより、加工後のデータ単体からは特定の個人を識別できないようにするという、いわゆる「仮名化」と呼ばれる加工を施した上で利活用を行う例が見受けられます。

こうした実務の広がりや、情報技術の発展を背景として、個人情報取扱事業者において、仮名化された個人情報について、一定の安全性を確保しつつ、データとしての有用性を加工前の個人情報と同等程度に保つことにより、「匿名加工情報」よりも詳細な分析を比較的簡便な加工方法で実施し得るものとして、利活用しようとするニーズが高まっていました。

改正前は、仮名化された個人情報であっても、通常の個人情報としての取扱いに係る義務が一律に課されることから、企業からは負担の軽減を求める声もありましたが、改正法における仮名加工情報は、本人と紐づいて利用されることがない限りは、個人の権利利益が侵害されるリスクが相当程度低下することになるので、加工前の個人情報を復元して特定の個人を識別することなく、活用を内部分析に限定することを前提として、利用目的を特定・公表すること等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を除外されます（下図参照）。

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> 「個人情報」に該当するものは、一律に個人情報の取扱いに係る規律の対象 ・ 利用目的の制限 ・ 利用目的の通知・公表 ・ 安全管理措置 ・ 第三者提供の制限 ・ 開示・利用停止等の請求対応等 ※ 個人データ、保有個人データに係る規律を含む 	<ul style="list-style-type: none"> 「仮名加工情報」として加工すれば、「個人情報」に該当しても、以下の義務は適用除外 ① 利用目的の変更の制限（法第 15 条第 2 項） ⇒ 新たな目的で利用可能 ※ 本人を識別しない、内部での分析・利用であることが条件（法第 35 条の 2 第 6 項から第 8 項） ② 漏えい等の報告等（法第 22 条の 2） ③ 開示・利用停止等の請求対応（法第 27 条から第 34 条） ・ 加工前の「個人情報」は残したまま、これまで通り利用可能



【匿名加工情報との違い】

匿名加工情報は、『当該個人情報を復元することができないようにしたもの』という要件が課されており、原データである個人情報を復元できないようにした情報であるのに対して、仮名加工情報は、当該要件は課されていないので、他の情報と照合することにより、原データである個人情報を復元できるものを含みます。

一方、匿名加工情報は個人と結びつく情報が削除されているため、第三者への提供が可能ですが、仮名加工情報は、法令による場合や共同利用を除き、第三者提供を行うことができないという制約があります。

検討すべき主な論点

今後、「仮名加工情報を作成するための加工基準」及び「仮名加工情報に係る削除情報等の安全管理措置の基準」について、個人情報保護委員会において検討されます。第159回個人情報保護委員会の資料1には、以下の内容が記載されています。

仮名加工情報を作成するための加工基準

(1) 基本的考え方

- 仮名加工情報は、「他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように」個人情報を加工して得られる情報であるため、**加工によりそれ単体では特定の個人を識別できないようにする必要があります**。また、仮名加工された個人データが漏えい等発生時の報告義務の対象外とされているのは、加工により本人の権利利益が侵害されるリスクが相当程度低減されていることを踏まえたものです。
- さらに、イノベーションの促進という制度趣旨を踏まえて使いやすい制度とすべく、**仮名加工情報の加工基準は、事業者にとって分かりやすい明確なものである必要**があります。

以上を踏まえ、仮名加工情報の加工基準は、**単体識別性を失わせる観点**や**本人の権利利益の侵害リスクを低減させる観点**を踏まえつつ、基準として明確なものとなるよう検討すべきであると考えられます。

(2) 方向性

- **単体識別性を失わせる観点**
単体で特定の個人を識別できないようにするため、以下の加工基準を個人情報保護委員会規則において定め、具体例をガイドラインにおいて示すことが予定されています。
 - ✓ 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除又は置換すること。
 - ✓ 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除又は置換すること。

【想定される加工の例】

- ・ 会員ID、氏名、年齢、性別、利用サービスの名称が含まれる個人情報を加工する場合：氏名を削除
- ・ 氏名、年齢、性別、旅券番号、旅行先国が含まれる個人情報を加工する場合：氏名、旅券番号を削除

- **本人の権利利益の侵害リスクを低減させる観点**
特定の個人を識別できないように加工された情報は、基本的には、それが漏えいした場合に個人の権利利益の侵害が生じるリスクは相当程度低減されていると考えられます。他方で、例えば、クレジットカード番号については、それが漏えいした場合、カード保有者が特定できないとしても、不正利用により個人の財産的被害が生じる可能性があります。そこで、漏えい時に個人の権利利益の侵害が生じるリスクを低減する観点から、以下の加工基準を個人情報保護委員会規則において定め、具体例をガイドラインにおいて示すことが予定されています。
 - ✓ 個人情報に含まれる記述等のうち、**当該記述等が不正に利用されることにより、財産的被害が発生するおそれがあるものを削除又は置換**すること。

【想定される加工の例】

- ・ 会員ID、氏名、年齢、性別、クレジットカード番号が含まれる個人情報を加工する場合：氏名、クレジットカード番号を削除

仮名加工情報に係る削除情報等の安全管理措置の基準

(1) 基本的考え方

- 改正法では、「仮名加工情報を作成したとき」、又は「仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等を取得したとき」は、事業者は、削除情報等の漏えいを防止するための安全管理措置を講じる必要があると規定しています。また、改正前においても、匿名加工情報については、匿名加工情報の作成に用いられた個人情報の削除した情報や、加工の方法に関する情報の漏えいを防止するため、匿名加工情報を作成した事業者に対して安全管理措置を講ずることを求めています。
- 仮名加工情報の場合も匿名加工情報の場合も、安全管理措置の目的は、その情報の漏えいによる個人の権利利益の侵害を防止することにあります。また、安全管理措置の対象となる情報は、いずれも、加工前の個人情報から削除した情報や加工の方法に関する情報です。

以上を踏まえ、仮名加工情報に係る削除情報等については、**匿名加工情報に係る加工方法等情報と同程度の安全管理措置を求め**るべきであると考えられます。

(2) 方向性




匿名加工情報に係る加工方法等情報の安全管理措置の内容を踏まえ、仮名加工情報に係る削除情報等については、以下の安全管理措置が個人情報保護委員会規則において定められる予定です。

- ✓ 削除情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- ✓ 削除情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って削除情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- ✓ 削除情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による削除情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

上記の基準を踏まえて具体的に講ずべき安全管理措置については、事業者ごとに様々であると考えられることから、具体例をガイドラインにおいて示すことが予定されています。

仮名加工情報は、匿名加工情報よりも詳細な分析を、比較的簡便な加工方法で実施することが可能です。仮名加工情報を企業の内部で分析・活用することは、国内企業の競争力を確保する上でも重要であると考えられています。

(個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱(21頁)より)

<p>アドバイザーボード運営事務局からのお知らせ</p> <p>今回のGCPレターはいかがでしたか。 GCPレターに対するご意見、ご指摘、ご感想などがございましたら、アドバイザーボード運営事務局までお寄せ願います。</p> <p>アドバイザーボード運営事務局のメールアドレス： chi-advisory_board@cmicgroup.com</p> <p>GCPレターのバックナンバー： https://www.cmic-hci.com/service/smo05.html</p>  	<p>お知らせ</p> <p>2014年4月より、「適正な治験のさらなる推進」のため、様々な情報をお届けしてきたGCPレターですが、本70号をもって一区切りとさせていただきます。これまでの記事は、資料として、冊子版にまとめさせていただきます。長きにわたりご愛読いただき、ありがとうございました。</p>	 <p>シミックヘルスケア・インSTITUTE(株) 東京都港区芝浦1-1-1 浜松町ビルディング TEL：03-6779-8160 (代表) URL：https://www.cmic-hci.com/</p>
---	--	--